

議案第 2 1 号

三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 6 年 2 月 2 2 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）

三次市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（平成 1 6 年三次市条例第 2 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「1，620 人」を「1，420 人」に改め，同項第 1 号中「1，470 人」を「1，250 人」に改め，同項第 2 号中「150 人」を「170 人」に改める。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

（休団）

第 5 条の 2 団員は次に掲げる場合は，3 年を超えない範囲内で，消防団の活動を休止（以下「休団」という。）することができる。

- (1) 妊娠，出産，育児，介護その他の家庭生活に関する事由により，職務に従事することができないと認められる場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか，6 月以上の長期にわたり職務に従事することができないと認められる場合

- 2 団員は、休団をしようとするときは、あらかじめ任命権者に届け出て、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定は、休団中の団員が復職しようとする場合について準用する。
- 4 休団中の団員が復職したときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。
- 5 休団の期間は、第16条に規定する手当を支給しない。また、三次市非常勤消防団員に係る退職報償金支給条例（平成16年三次市条例第257号）第4条の2第1号の規定を適用し、勤務年数に算入しない。
- 6 休団中の団員については、第5条第3号、第9条、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

第9条第2項中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第16条を次のように改める。

（手当）

第16条 団員には、別表第1に定める額の手当を支給するものとし、支給方法については、別に定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第16条関係）

区分		支給単位	金額（円）	備考
職務手当	団長	年額	100,000	
	副団長	年額	86,000	
	方面隊長	年額	72,000	
	分団長	年額	50,500	
	副分団長	年額	45,500	
	部長	年額	37,000	
	団員	年額	36,500	機能別消防団員にあつては8,000円
出動手当	災害に係る出動及び警戒、行方不明者の捜索に係る出動	1回	2,000	2時間以内現場において職務に従事した者
			4,000	2時間を超え4時間以内現場において職務に従事した者
			8,000	4時間を超えて現場において職務に従事した者
	上記以外	1回	2,600	

	に係る出 動			
--	-----------	--	--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。